### サービスの対価の積算の方法

1.入札価格の積算について

入札価格は、(1)、(2)、(3)及び(4)の経費の合計額とする。 ただし、消費税、物価変動率は見込まない。

(1) 本件工事費等の経費

葉山新館施設整備業務に係る費用

- ア 建設
- イ 建設関連業務(水道加入、CATV架設)
- ウ 工事監理
- I 周辺家屋調査・対策
- オ 電波障害調査・対策
- カ 新館建設に伴う各種申請等
- キ VE実施に伴う設計変更
- ク その他

葉山新館備品等整備業務費用

- ア 備品整備(展示ケース、AV機器、什器、その他の備品、厨房設備)
- イ サイン整備(サインデザイン作成を含む。)

美術館支援業務のうち美術情報システム整備業務費用

上記の 、 、 に係る支払利息

(利息(基準日は平成 12 年 10 月 2 日) + 提案スプレッドにより積算)

(2) 平成 15 年度計上に係る経費

美術作品等移転費用

バスベイ・歩道に係る工事費用

(3) 維持管理等に係る費用

下記の 及び の業務に係る費用の30年間の合計額と下記の の業務に係る費用の13年間の合計額の合算額とする。

葉山新館維持管理業務費用

- ア 建築物保守管理業務(平成15年4月~平成15年6月分除く。)
- イ 建築設備保守管理業務(点検・保守)

建築設備保守管理業務 (運転・監視)

- ウ 工作物及び外構等保守管理業務(平成15年4月~平成15年6月分除く。)
- I 清掃業務(平成 15 年 4 月~平成 15 年 6 月分除く。)
- オ 植栽維持管理業務(平成 15年4月~平成 15年6月分除く。)
- **加 警備業務**
- キ 入館者受付・展示作品監視業務(平成 15 年 4 月~平成 15 年 9 月分除く。)
- 7 環境衛生管理業務(平成 15年4月~平成 15年6月分除く。)

鎌倉館本館維持管理業務費用

- ア 建築物保守点検業務
- イ 建築設備保守点検業務

建築設備運転・監視業務

- ウ 工作物及び外構等保守点検業務
- I 清掃業務
- オ 植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 入館者受付・展示作品監視業務(平成15年4月~平成15年9月分除く。)

#### 鎌倉館別館維持管理業務費用

- 7 建築物保守点検業務
- イ 建築設備保守点検業務 建築設備運転・監視業務
- ウ 工作物及び外構等保守点検業務
- I 清掃業務
- **才** 植栽維持管理業務
- カ 警備業務

- ・ 保守管理業務は修理業務を 含みます。
- ・ 保守点検業務は修理業務を 含みません。

(要求水準書P3参照)

- キ 入館者受付・展示作品監視業務(平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 9 月分除く。) 美術館支援業務のうち美術情報システムの運用・支援業務費用(平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 6 月分除く。)
- (4) 保険料、公租公課など(1)、(2)及び(3)に含まれない費用の30年間の合計額
- 2.契約価格の積算について

契約金額は、(1)、(2)、(3)及び(4)の金額をもって規定する。 ただし、消費税を含む。

(1) 本件工事費等の経費

葉山新館施設整備業務に係る費用

葉山新館備品等整備業務費用

美術館支援業務のうち美術情報システム整備業務費用

上記の 、 に係る支払利息

(利息(基準日は平成 12 年 10 月 2 日) + 提案スプレッドにより積算)

ただし、基準金利は10年ごとに見直しを行う。

(2) 平成 15 年度計上に係る経費 美術作品等移転費用

バスベイ・歩道に係る工事費用

(3) 維持管理等に係る費用

維持管理等に係る費用については、「初年度の額」をもって規定する。

「初年度の額」について、支出する費用が各年度同額の場合には、平成 15 年度下半期(平成 15 年 10 月~平成 16 年 3 月)の額の 2 倍の金額とする。

「初年度の額」について、支出する費用が初年度と2年目以降で異なる項目では、30年間のサービスの対価の支払を平準化するため、平成15年度から平成44年度までの30年間合計額を30分の1(鎌倉館本館は、平成15年度から平成27年度までの13年間合計額を13分の1)して、平均支払額を「初年度の額」とする。

#### 葉山新館維持管理業務費用

- \* 「初年度の額」に、 2年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額
- \* 平成 15 年度の上半期の支払額については、「初年度の額」から次の期間に係る 費用を減額する。

減額する場合には、平成15年度の額を12分の1した額を1ヶ月の額とする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 工作物及び外構等保守管理業務
- ウ 清掃業務
- I 植栽維持管理業務

- オ 環境衛生管理業務
  - 以上は平成 15年4月~平成 15年6月分を減じる。
- カ 入館者受付・展示作品監視業務 以上は平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 9 月分を減じる。
- 鎌倉館本館維持管理業務費用
- \* 「初年度の額」に、 2年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 13 年間の合計額
- \* 平成 15 年度の支払額については、入館者受付・展示作品監視業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 9 月分に係る費用を減額する。 鎌倉館別館維持管理業務費用
- \* 「初年度の額」に、 2 年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額
- \* 平成 15 年度の支払額については、入館者受付・展示作品監視業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 9 月分に係る費用を減額する。 美術館支援業務のうち美術情報システムの運用・支援業務費用
- \* 「初年度の額」に、 2年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額
- \* 平成 15 年度の支払額については、美術情報システムの運用・支援業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月 ~ 平成 15 年 6 月分に係る費用を減額する。

ただし、毎年、物価変動率による費用の改定を行う。

(4) 保険料、公租公課など(1)、(2)及び(3)に含まれない費用の30年間の合計額

### 3.維持管理関係費の見積りの考え方について

### 様式26関係

### (30年見積書)

項目	1 年目	2 年目	3 年目	• •	29 年目	30 年目	合計(A)	初年度 (B)/30
X (4) (5)	9 (7~3)	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	3 5 7	1 2
Y (1)	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	3 0 0	1 0
Z (2)	0	1 0	2 0	1 0	2 0	0	3 0 0	1 0
計	1 9	3 2	4 2	3 2	4 2	2 2	9 5 7	3 2

X:1年目のみ減額あり

Y:毎年の支出が同額

Z:毎年の支出額に変動あり

(1) 支出する費用が各年度同額の場合には、初年度の欄「B」は、1年目の10月から3月までの費用を2倍した額を1年目の額とした30年間の合計値とする。 (Yの場合)

- (2) 支出する費用が初年度と2年目以降で異なる場合には、初年度の欄(B) は (A)と 同額とする。(Zの場合)
- (3) <u>業務に係る各年の「サービスの対価の額」は、物価変動率を除いて、1年目を除いて、「初年度の額」となる。</u>
- (4) 1年目の「サービスの対価の額」については、「初年度の額」から 1年目の額の うち業務を実施しない月分を月割で計算した額を減じた額となる。 (Xの場合、4月から6月まで業務をしない例)
- (5) したがって、各業務に係る「サービスの対価の総額」は、「初年度の額」を 30 倍した額から、 1 年目の額のうち業務を実施しない月分を月割で計算した額を減じた額と一致することになる。(Xの場合、4月から6月まで業務をしない例)
- (6) また、この各業務に係る「サービスの対価の総額」は、 (A)の額と一致すること になる。
- (7) 「長期収支計画表(様式16)」の「サービスの対価収入」の各年の額は、各業務に 係る各年の「サービスの対価の額」を合算したものとなる。
- (8) ただし、「15(年度)」の欄は、(様式26)の1年目の額のうち業務を実施しない月分を月割で計算した額を減じた額となる。
- (9) 「30 年間償還表(様式17)」の「サービスの対価」の各年の額は、各業務に係る各年の「サービスの対価の額」を合算したものとなる。
- (10) ただし、「15/10」の欄は、「初年度の額」の2分の1の額から、1年目の額のうち業務を実施しない月分を月割で計算した額を減じた額となる。

# 様式記入上の注意事項

### 1. 様式 16 関係

「長期収支計画表」については、平成44年度分記載欄右に合計額を記載してください。

### 2. 様式 25-3関係

3行目()内の「設備機器」については、設計図書を参照してください。

## 3. 様式 2.5 - 4 関係

2 行目 ( ) 内の「清掃区域」については、業務要求水準書 p 1 6 ~ 1 8 、 p 3 1 ~ 3 2 の項目を参照してください。

# 4. 様式11関係

「美術情報システム整備費」の「積算根拠」欄については、要求水準書を踏まえて、機器の一覧、SE人工等が記載された見積書を添付してください。

また、システム導入の考え方については、様式27に記載してください。

#### 5. 様式33関係

「美術館支援業務」には、付帯施設である「喫茶・レストラン」、「ミュージアムショップ」、「駐車場」の各業務を含みます。